

宮古市 公園施設長寿命化計画

2023年3月

岩手県宮古市都市整備部都市計画課

1. 都市公園整備状況

(2023 年 3 月末時点)

| 管理対象都市公園の数 | 管理対象都市公園の面積 | 一人当たり都市公園面積 |
|------------|-------------|---------------------|
| 97 | 24.08 ha | 5.04 m ² |

注：2023年3月1日現在人口：47,816人

2. 計画期間（西暦）〔 2024 年度～ 2033 年度（ 10 箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

| 街区 | 近隣 | 地区 | 総合 | 運動 | 広域 | 風致 | 動植物 | 歴史 | 緩緑 | 都緑 | その他 | 合計 |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|----|
| 42 | 2 | 1 | 1 | — | — | — | — | — | — | — | 28 | 74 |

②選定理由

管理対象都市公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）と「宮古市が管理している、その他の公園・緑地」と設定する。計画対象とする公園は、公園施設がほとんど設置されていない小規模な公園を除く74公園とする。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

| 園路広場 | 修景施設 | 休養施設 | 遊戯施設 | 運動施設 | 教養施設 | 便益施設 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| — | — | 37 | 377 | — | — | 40 |

| 管理施設 | 災害応急対策施設 | その他 | 合計 |
|------|----------|-----|-----|
| 1 | — | — | 455 |

②これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）を対象に、都市整備部都市計画課による維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。
 遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。
 この定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行ってきた。

備考）経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

③選定理由

本市の公園は設置から30年以上経過した公園が約4割を占め、10年後には約5割に達する見込みである。これまで公園施設の更新はほとんど行われておらず、公園施設の老朽化が顕在化してきている。今後は、財政的な制約からメリハリをつけたストックマネジメントを導入する予定だが、本計画については市民から施設の補修、もしくは更新の要望が多数出ているため、管理対象公園のうち公園施設がほとんど設置されていない小規模な23公園を除いた全てを計画対象公園とする。

計画対象公園については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

健全度調査は、2022年9月から2022年11月までの期間に実施した。

1. 一般施設、建築物

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。

健全度調査は予防保全型管理の候補とした78施設について実施した。

2. 遊具等

公園施設業協会の遊具の点検マニュアルに則り点検を行った。

(施設)

| | 健全度判定 | | | | 備考 |
|----------------|-------|-----|----|---|----|
| | A | B | C | D | |
| a. 一般施設 (37) | 6 | 11 | 20 | 0 | |
| c. 土木構造物 (0) | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| d. 建築物 (41) | 1 | 28 | 12 | 0 | |
| b. 遊具等 (377) | 53 | 231 | 91 | 2 | |

備考) 点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要
(公園施設の健全度に関する全般的状況) を記述

6. 対策の優先順位の考え方

施設ごとの優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。考慮すべき事項は、公園施設の経過年数が使用見込み期間の9割を超過しているかどうかとした。

さらに、公園が所在する地域の年少人口割合から、公園ごとの優先順位を設定し、この双方を勘案して対策の優先順位を決定した。

| | (施設) | | |
|----------------|-------|----|-----|
| | 緊急度判定 | | |
| | 高 | 中 | 低 |
| a. 一般施設 (37) | 11 | 9 | 17 |
| c. 土木構造物 (0) | 0 | 0 | 0 |
| d. 建築物 (41) | 6 | 6 | 29 |
| b. 遊具等 (377) | 53 | 40 | 284 |

備考) 個別施設の健全度調査結果等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

7. 対策内容と実施時期

① 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、都市整備部都市計画課により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

清掃等は、都市整備部都市計画課によるもののほか、地域住民との協力を推進する。

a. 一般施設等、d. 建築物等

・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

b. 遊具等

・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
・施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設
 - ・出来るだけ健全度がB時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
 - ・事・予の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
 - ・毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、d. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
 - ・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
 - b. 遊具等
 - ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
 - ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
 - ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。
 - d. 建築物等
 - ・建築物は5年に1回以上の健全度調査を実施する。また、市で定める建築物の補修、もしくは更新計画に従い対策を実施する。
2. 事後保全型に類型した施設
 - ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
 - ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。

備考) 点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による。

9. 対策費用

| | |
|-----------------------|------------|
| ①概算費用合計（10年間）【②+③】 | 477,165 千円 |
| ②予防保全型施設の概算費用合計（10年間） | 477,165 千円 |
| ③事後保全型施設の概算費用合計（10年間） | 0 千円 |
| ④単年度あたりの概算費用【①/10】 | 47,717 千円 |

備考） 計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園におけるライフサイクルコスト縮減額は3,637千円/年である。

備考） ライフサイクルコストの縮減額などを記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2027 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

・ 次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
・ 対策に当たっては、公園施設の利用状況を考慮し、必要に応じて公園施設の撤去も検討する。一方で、地区公園・近隣公園・総合公園、平場が広い街区公園は、更なる利活用を検討する等、公園ごとの維持管理にメリハリをつける。